

「第2期高松市空家等対策計画（素案）」のパブリックコメント実施結果

本市では、令和5年12月22日から令和6年1月19日までの期間、「第2期高松市空家等対策計画(素案)」についてのパブリックコメントを実施しました。

いただいた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、次のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

1 意見総数 2件（2人）

2 いただいた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え

※ 提出いただいた御意見は、趣旨を変えない範囲で、簡素化又は文言等の調整をしています。

No.	御意見（要旨）	市の考え方
1	<p>（意見）</p> <p>今後人口減少が進むことにより、空き家は増え、除却して更地にしたとしても市場で余るようになることが予想される。空き家、更地いずれにおいても、マッチング事業により地域団体への無償貸与が支援されるとこの計画素案からは解釈でき、とても良い。</p> <p>さらには、利用しきれない土地、日常的に利用が不便な土地も増えることになるので、こちらについては更地で管理義務を課し続けるよりも、計画的な緑地に戻すことも選択肢として提示できる方策を、中長期的視点で盛り込んでほしい。</p> <p>（理由）</p> <p>更地より緑地や市民農園のような、住民を拒絶しないコモンスペースとしておくだけで、地</p>	<p>空き家除却後の跡地については、管理不十分な空き地のまま放置されることがないように、利活用を図ることが重要と存じます。</p> <p>今後は、空き家等マッチング事業により、跡地の市場流通を促進するほか、いただいた御意見も参考としてまいりたいと存じます。</p>

	<p>域住民の健康や相互交流を促進する効果があるとの研究結果がある。</p> <p>また、そのほうが構造物を設置して維持管理が必要になるよりも、持ち主にとって経費抑制になるのではないか。</p>	
2	<p>(意見)</p> <p>1. 〈P7住宅・土地統計調査との違い〉の内容について「調査対象」の空き家等実態調査は全ての建物と記載されてますが、分譲マンションの空き家は入っているのでしょうか？戸建と同様、近年問題が多く発生しています。</p> <p>2. 公営住宅は対象外と記載されてますが、その根拠が分かりません。</p> <p>(理由)</p> <p>1 空き家の実態調査には、相当な時間、体力、予算を要し、全量調査は厳しいですが、分譲マンションも加え、実態との乖離を少なくすべきではないかと考えます。</p> <p>2 公営住宅は全室空室の存在があり、「景観悪化」「防犯上」等々でも懸念される問題と認識すべきではないでしょうか。</p>	<p>1. 長屋や共同住宅(分譲マンション含む。)については、当該住宅内の全ての住戸が空き家となっている場合は、調査対象としております。</p> <p>2. 国の「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」において、「国又は地方公共団体が所有し、又は管理する」建築物等については、通常は各法令に基づき適切に管理されることが想定され、またその活用等についても、多くの場合は当該建築物等を管理する国又は地方公共団体の責任において行われる実態に鑑み、空家等から明示的に除外されている、と記載されており、本市計画でも同様の考えから、空き家等から除外しております。</p>

※ 個人・団体の特定につながる記載は掲載していません。